

## 条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十八号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロを次のように改める。

ロ 育児休業に係る子が一歳六か月に達する日までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二第一号中「子の一歳到達日」を「子が一歳に達する日（以下この条において「一歳到達日」という。）」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で同条第二項の規定による養育里親であるものと同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

第三条第一号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同条に規定する承認に係る子に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されること」に改め、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第一条の三第三号」に改める。

第十一条第一号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同号に規定する承認に係る子に係る民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されること」に改める。

第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第二項の規定による」を「同条第一号に規定する」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。